

大川広域消防本部文書取扱規程

〔平成16年 3月29日
訓 令 第 21 号〕

改正 平成17年 3月28日訓令第10号 平成18年 3月24日訓令第 2号
平成19年 3月29日訓令第 2号 平成21年 2月25日訓令第 2号
平成22年 3月25日訓令第 3号 平成31年 3月29日訓令第 6号

(趣旨)

第1条 この規程は、大川広域消防本部（以下「本部」という。）の文書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(取扱い)

第2条 本部の文書の取扱いについては、第3条から第4条に規定するもののほか、大川広域行政組合事務局文書取扱規程（平成16年大川広域行政組合訓令第12号）の当該規定を準用する。

(起案文書の文書番号)

第3条 起案文書の文書番号は記号及び番号とし、その表示の形式は、暦年に相当する数字の次に「大広消第何号」とする。

2 記号は、「大広消」の次に次の所属の略符を付けるものとする。

総 務 課	総
予 防 課	予
警 防 課	警
通 信 指 令 室	通
東 消 防 署	東
西 消 防 署	西
白 鳥 分 署	白
寒 川 分 署	寒

(文書の発信者名)

第3条の2 文書の発信者名は、法令に特別に定めがあるもののほか、管理者名、消防長名及び消防署長名を用いなければならない。ただし、施行する文書の軽重又はあて先の区別により、次長名等を用いることができる。

第4条 本部で使用する文書の取扱いについては、受付日付印（様式第1号）及び起案用紙（様式第2号）により処理するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は消防長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則（平成17年3月28日訓令第10号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日訓令第2号） 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、大川広域行政組合情報公開条例（平成18年大川広域行政組合条例第2号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の大川広域行政組合事務局文書取扱規程（次項において改正前の規程という。）第5章の規定に基づき整理及び保存されている文書は、改正後の大川広域行政組合事務局文書取扱規程第5章の規定にかかわらず、当分の間、従前の例により整理及び保存することができる。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前の規程別表に掲げる保存年限の区分により保存している文書については、なお、従前の例による。

附 則（平成19年3月29日訓令第2号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の第3条、第6条、第7条及び第8条の訓令の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成21年2月25日訓令第2号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の第7条の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成22年3月25日訓令第3号） 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(様式に係る経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の第8条から第10条及び第14条の訓令の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成31年3月29日訓令第6号）

(施行期日)

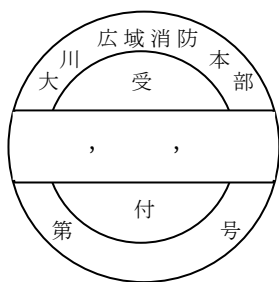
- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の第1条及び第2条の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

受付日付印（消防本部専用）



様式第2号（第4条関係）

起 案 用 紙

表

No.

起 案	年 月 日			文書番号	第 号		
決 裁	年 月 日			浄書校合		起 案 者	
施 行	年 月 日			公 印			
管理者	副管理者	事務局長	事務局次長	主 幹	副主幹	係 長	合 議
消防長	次 長	課 長 署 長	副署長 室 長	主 幹 分署長	補 佐 副主幹	係 長 主 任	

大 川 広 域 消 防 本 部

裏

No.
